

平成 24 年 9 月

第 20 回尼崎市議会定例会議案

(3)

目 次

< 予算 >

- 議案第 1 0 5 号 平成 2 4 年度尼崎市一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 1 0 6 号 平成 2 4 年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算（第 1 号）

< 条例 >

- 議案第 1 0 7 号 尼崎市防災会議条例の一部を改正する条例について
議案第 1 0 8 号 尼崎市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
議案第 1 0 9 号 尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 1 1 0 号 尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 1 1 1 号 尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例について

< その他 >

- 議案第 1 1 2 号 工事請負契約について（金楽寺小学校南棟等改築工事）
議案第 1 1 3 号 工事請負契約について（塚口小学校西南棟改築等工事）
議案第 1 1 4 号 工事請負契約について（水堂小学校南棟改築等工事）
議案第 1 1 5 号 工事請負契約について（水堂小学校南棟改築等工事のうち電気設備工事）
議案第 1 1 6 号 工事請負契約について（水堂小学校南棟改築等工事のうち機械設備工事）
議案第 1 1 7 号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）
議案第 1 1 8 号 市道路線の認定について
議案第 1 1 9 号 平成 2 3 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第 1 2 0 号 平成 2 3 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

予 算

議案第105号

平成24年度尼崎市一般会計補正予算（第2号）

平成24年度尼崎市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146,435千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192,974,007千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

平成24年9月11日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 地方交付税		11,433,000	74,955	11,507,955
	05 地方交付税	11,433,000	74,955	11,507,955
45 県支出金		8,521,677	2,566	8,524,243
	10 県補助金	2,305,295	2,566	2,307,861
50 財産収入		704,633	1	704,634
	05 財産運用収入	398,778	1	398,779
55 寄付金		49,403	5,730	55,133
	05 寄付金	49,403	5,730	55,133
60 繰入金		7,843,355	700	7,844,055
	10 基金繰入金	6,047,876	700	6,048,576
65 繰越金		261	62,483	62,744
	05 繰越金	261	62,483	62,744
歳入合計		192,827,572	146,435	192,974,007

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		11,237,536	32,000	11,269,536
	05 総務管理費	7,850,889	32,000	7,882,889
15 民生費		88,465,959	2,566	88,468,525
	10 児童福祉費	22,631,480	2,566	22,634,046
20 衛生費		13,841,668	111,869	13,953,537
	05 保健衛生費	7,257,068	111,869	7,368,937
歳出合計		192,827,572	146,435	192,974,007

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

追 加

款	項	事業名	金額
50 教育費	10 小学校費	学校施設耐震化事業	1,032,100

一 一般會計

予算説明書

(補正2号)

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

20 地方交付税

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
20 款 地方交付税	11,433,000	74,955	11,507,955			
05 項 地方交付税	11,433,000	74,955	11,507,955			
05 目 地方交付税	11,433,000	74,955	11,507,955	地方交付税	74,955	○ (企画財政局) 補正財源として地方交付税を補正 74,955

歳入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	8,521,677	2,566	8,524,243			
10 項 県補助金	2,305,295	2,566	2,307,861			
25 目 労働費補助金	40,911	2,566	43,477	緊急雇用創 出事業費補 助金	2,566	○ (経済環境局) 補助率 10/10 緊急雇用創出事業の実施に伴う補正

歳入

50 財産収入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
50 款 財産収入	704,633	1	704,634			
05 項 財産運用収入	398,778	1	398,779			
10 目 利子及び配当金	68,322	1	68,323	動物愛護基金 金運用収入	1	○ (健康福祉局) 動物愛護基金の設置に伴う補正

歳入

55 寄付金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
55 款 寄付金	49,403	5,730	55,133			
05 項 寄付金	49,403	5,730	55,133			
20 目 衛生費寄付金	30,001	5,730	35,731	衛生費寄付金	5,730	○ (健康福祉局) 寄付金の増に伴う補正 5,730

歳入
60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	7,843,355	700	7,844,055			
10 項 基金繰入金	6,047,876	700	6,048,576			
35 目 動物愛護基金繰入金	-	700	700	動物愛護基金繰入金	700	○ (健康福祉局) 地域猫活動を核とした地域コミュニケーション による活性化事業の拡充に伴う補正 700

歳入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	261	62,483	62,744			
05 項 繰越金	261	62,483	62,744			
05 目 繰越金	261	62,483	62,744	繰越金	62,483	○ (企画財政局) 補正財源として前年度繰越金を補正 62,483

歳出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
15 款 民生費	88,465,959	2,566	88,468,525	特定財源 2,566 一般財源 0			
10 項 児童福祉費	22,631,480	2,566	22,634,046	特定財源 2,566 一般財源 0			
05 目 児童福祉総務費	16,021,859	1,883	16,023,742	県支出金 1,883	4 共済費	260	○ 臨時職員賃金等 (こども青少年局) 公立保育所維持管理事業と併せた緊急雇用創 出事業の実施に伴う補正
					7 賃金	1,623	
20 目 保育所費	562,634	683	563,317	県支出金 683	11 需用費	683	○ 公立保育所維持管理事業費 (こども青少年局) 緊急雇用創出事業の実施に伴う補正

議105-14

歳 出
20 衛生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 款 衛生費	13,841,668	111,869	13,953,537	特定財源 6,431 一般財源 105,438			
05 項 保健衛生費	7,257,068	111,869	7,368,937	特定財源 6,431 一般財源 105,438			
15 目 予防接種費	934,333	105,438	1,039,771	一般財源 105,438	8 報 償 費 △1,302	105,438	○ 予防接種事業費 (健康福祉局) ポリオ予防接種事業における不活化ワクチン の導入に伴う補正
40 目 動物愛護セ ンター費	12,404	6,431	18,835	その他 6,431	11 需 用 費 66,393	700	○ 地域猫活動を核とした地域コミュニケーション 活性化事業費 (健康福祉局) 動物愛護基金を活用した地域猫活動を核とし た地域コミュニケーション活性化事業の拡充 に伴う補正
					13 委 託 料 40,347		
					19 負担金、補 助及び交付 金 700	5,731	5,731
					25 積 立 金 5,731		

2 繰越明許費明細書

(単位 千円)

追加		項	目	事業名	金額	繰越理由
50	教育費	10 小学校費	10 学校建設費	学校施設耐震化事業	1,032,100	国庫補助の前倒し申請により交付決定を受けた事業の年度内計画出来高が確定したため

議案第106号

平成24年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算
(第1号)

平成24年度尼崎市の特別会計介護保険事業費補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168,361千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,780,729千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月11日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰越金		1	168,361	168,362
	05 繰越金	1	168,361	168,362
歳入合計		32,612,368	168,361	32,780,729

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
60 諸支出金		12,768	168,361	181,129
	10 諸費	12,768	168,361	181,129
歳出合計		32,612,368	168,361	32,780,729

特 別 会 計

介 護 保 險 事 業 費 予 算 説 明 書

(補 正 1 号)

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	1	168,361	168,362			
05 項 繰越金	1	168,361	168,362			
05 目 繰越金	1	168,361	168,362	繰越金	168,361	○ (健康福祉局) 補正財源として前年度繰越金を補正 168,361

歳 出

60 諸支出金

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
60 款 諸支出金	12,768	168,361	181,129	特定財源 0 一般財源 168,361			
10 項 費	12,768	168,361	181,129	特定財源 0 一般財源 168,361			
10 目 第1号被保 険者償還金 及び還付加 算金	12,768	168,361	181,129	一般財源 168,361	23 償還金、利 子及び割引 料	168,361	○ 県負担金等返還金 (健康福祉局) 前年度分精算に伴う補正 168,361

条 例

議案第 107 号

尼崎市防災会議条例の一部を改正する条例について

尼崎市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 24 年 9 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市防災会議条例の一部を改正する条例

尼崎市防災会議条例（昭和 38 年尼崎市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「その他」の次に「本市の地域に係る」を加え、同条第 3 号を次のように改める。

(3) 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、本市の地域に係る防災に関する重要な事項を調査審議すること。

第 2 条第 5 号を削り、同条第 4 号中「市」を「本市」に改め、「災害応急対策及び」を削り、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 本市の地域に係る防災に関する重要な事項に関し、市長に意見を述べること。

第 3 条第 2 項中第 7 号を第 9 号とし、第 6 号の次に次の 2 号を加える。

(7) 学識経験者

(8) 自主防災組織（災害対策基本法第 5 条第 2 項に規定する自主防災組織をいう。）を構成する者

第 9 条第 4 項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第 1 項中「委員」とあるのは「部会に属する委員（専門委員を含む。次項において同じ。）」と、同条第 2 項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年法律第41号）
の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 108 号

尼崎市災害対策本部条例の一部を改正する条例について

尼崎市災害対策本部条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 24 年 9 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市災害対策本部条例の一部を改正する条例

尼崎市災害対策本部条例（昭和 38 年尼崎市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 23 条第 7 項」を「第 23 条の 2 第 8 項」に、「災害対策本部」を「尼崎市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）」に改める。

第 2 条中「当該本部の名称及び」を「その」に、「当該本部を」を「災害対策本部を」に改める。

第 3 条第 1 項中「災害対策本部長」を「尼崎市災害対策本部長（以下「災害対策本部長」という。）」に改め、同条第 2 項中「災害対策副本部長」を「尼崎市災害対策副本部長」に、「助け」を「補佐し」に改め、同条第 3 項中「災害対策本部員」を「尼崎市災害対策本部員（以下「災害対策本部員」という。）」に改める。

第 5 条の見出しを「（委任）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（ 説 明 ）

災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 41 号）の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 109 号

尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 24 年 9 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

第 1 条 尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年尼崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表尼崎市立城内高等学校の項の次に次の 1 項を加える。

尼崎市立琴ノ浦高等学校	尼崎市北城内 47 番地の 1
-------------	-----------------

第 2 条 尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表尼崎市立尼崎工業高等学校の項、尼崎市立城内高等学校の項、尼崎市立博愛幼稚園の項、尼崎市立梅園幼稚園の項、尼崎市立富松幼稚園の項、尼崎市立武庫南幼稚園の項及び尼崎市立武庫庄幼稚園の項を削る。

付 則

この条例は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（ 説 明 ）

尼崎工業高等学校及び城内高等学校を再編し、琴ノ浦高等学校を設置するとともに、博愛幼稚園、梅園幼稚園、富松幼稚園、武庫南幼稚園及び武庫庄幼稚園を廃止するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 1 0 号

尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例について

尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

平成 2 4 年 9 月 1 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例

尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 8 年尼崎市条例
第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表摘要 1 中「第 2 3 条第 1 項」を「第 2 3 条の 2 第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（ 説 明 ）

災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 4 1 号）
の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 1 1 号

尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例について

尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 4 年 9 月 1 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例

尼崎市立保育所条例（昭和 2 7 年尼崎市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

別表尼崎市立浜保育所の項を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（旧保育所建物の譲与）

2 この条例の施行により保育所としての用途が廃止された後の当該保育所の用に供されていた建物は、社会福祉法人が社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する保育所を經營する事業を行う場合において、当該保育所の用に供するときは、当該社会福祉法人に譲与するものとする。

（説 明）

尼崎市立浜保育所を社会福祉法人へ移管するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 1 1 2 号

工事請負契約について

金楽寺小学校南東棟等改築工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 4 年 9 月 1 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 金楽寺小学校南東棟等改築工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市金楽寺町 2 丁目 3 番 1 号
工事概要 南東棟等改築工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 7 1 6 , 9 4 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市杭瀬北新町 1 丁目 5 番 1 1 号
宮崎建設株式会社
代表取締役 宮 崎 俊 二 |

(説 明)

金楽寺小学校南東棟等改築工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	<p>南東棟改築工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟</p> <p>敷地面積 13,279.00平方メートル</p> <p>建築面積 954.37平方メートル</p> <p>延べ面積 3,606.87平方メートル</p> <p>(主な諸室)</p> <p>普通教室、特別支援学級教室、視聴覚教室、音楽教室、 図画工作教室、家庭科教室、多目的スペース</p> <p>給食室棟改築工事</p> <p>鉄骨造り 2階建て 1棟</p> <p>建築面積 480.95平方メートル</p> <p>延べ面積 564.66平方メートル</p> <p>既存南東棟等解体工事(南東棟、給食室棟等)</p> <p>既存校舎改修工事</p> <p>屋外付帯工事(外構等)</p>

議案第 1 1 3 号

工事請負契約について

塚口小学校西南棟改築等工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 4 年 9 月 1 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 塚口小学校西南棟改築等工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市塚口町 4 丁目 3 8 番地の 1
工事概要 西南棟改築等工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 7 8 5 , 4 0 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市道意町 3 丁目 1 番地
株式会社三田工務店
代表取締役 三 田 恭 男 |

(説 明)

塚口小学校西南棟改築等工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	西南棟改築工事
	鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟
	敷地面積 16,297.56平方メートル
	建築面積 741.25平方メートル
	延べ面積 2,331.95平方メートル
	(主な諸室)
	視聴覚教室、職員室、校長室、集中下足室
	北棟耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟
	延べ面積 3,447平方メートル
	主な工法 KTブレース工法
	便所棟耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟
	延べ面積 2,491平方メートル
主な工法 耐震壁増設	
東棟耐震補強工事	
鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟	
延べ面積 1,126平方メートル	
主な工法 KTブレース工法	
体育館耐震補強工事	
鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟	
延べ面積 890平方メートル	
主な工法 鉄骨屋根補強	
既存校舎等解体工事(西南棟等)	
既存校舎改修工事	
屋外付帯工事(外構等)	

議案第 1 1 4 号

工事請負契約について

水堂小学校南棟改築等工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 4 年 9 月 1 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 契約の目的 水堂小学校南棟改築等工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市水堂町 1 丁目 3 2 番 8 号
工事概要 南棟改築等工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 1 , 2 4 1 , 1 0 0 , 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 神戸市中央区磯上通 4 丁目 1 番 6 号
東洋・光邦特定建設工事共同企業体
代表者 東洋建設株式会社神戸営業所
所長 牧 野 吉 博

(説 明)

水堂小学校南棟改築等工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	<p>南棟改築工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り 2階建て 1棟</p> <p>敷地面積 15,244.30平方メートル</p> <p>建築面積 3,612.74平方メートル</p> <p>延べ面積 5,645.44平方メートル</p> <p>(主な諸室)</p> <p>普通教室、特別支援学級教室、保健室、図書室、視聴覚教室、コンピュータ室、音楽教室、給食室、職員室、校長室、多目的スペース</p> <p>東棟耐震補強工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟</p> <p>延べ面積 1,224平方メートル</p> <p>主な工法 パラレル工法</p> <p>体育館耐震補強工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟</p> <p>延べ面積 891平方メートル</p> <p>主な工法 鉄骨屋根補強</p> <p>既存校舎等解体工事(南棟、西棟、給食室棟等)</p> <p>屋外付帯工事(グラウンド整備、外構等)</p>

議案第 1 1 5 号

工事請負契約について

水堂小学校南棟改築等工事のうち電気設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 4 年 9 月 1 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 水堂小学校南棟改築等工事のうち電気設備工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市水堂町 1 丁目 3 2 番 8 号
工事概要 電気設備工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 2 6 6 , 2 1 9 , 1 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市稲葉元町 2 丁目 4 番 9 号
平尾電工株式会社
代表取締役 平 尾 秀 樹 |

(説 明)

水堂小学校南棟改築等工事のうち電気設備工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容	
電 気	電気設備工事	
	受変電設備工事	一式
	幹線設備工事	一式
	動力・電灯設備工事	一式
	弱電設備工事	一式
	太陽光発電設備工事	一式
	既存東棟及び体育館耐震補強工事に係る電気設備工事	一式
	屋外電気設備工事	一式
	既存校舎法令適合改修等工事	一式

議案第 1 1 6 号

工事請負契約について

水堂小学校南棟改築等工事のうち機械設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 4 年 9 月 1 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 水堂小学校南棟改築等工事のうち機械設備工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市水堂町 1 丁目 3 2 番 8 号
工事概要 機械設備工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 2 2 8 , 9 0 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市南初島町 1 0 番地 1 4 9
株式会社阪神設備工業所
代表取締役 岡 本 太 一 |

(説 明)

水堂小学校南棟改築等工事のうち機械設備工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
機 械	機械設備工事
	給排水衛生設備工事 一式
	空気調和設備工事 一式
	換気設備工事 一式
	給湯設備工事 一式
	消火設備工事 一式
	既存東棟及び体育館耐震補強工事に係る機械設備工事 一式
	屋外機械設備工事 一式
	既存校舎法令適合改修等工事 一式

議案第 1 1 7 号

訴えの提起について

建物明渡し等請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、議決を求める。

平成 2 4 年 9 月 1 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 事 件 名 建物明渡し等請求事件

2 裁 判 所 神戸地方裁判所尼崎支部

3 当 事 者 原 告

尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

被 告

[Redacted]

[Redacted]

同

[Redacted]

[Redacted]

同

[Redacted]

[Redacted]

同

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

同

[Redacted]

[Redacted]

同

[Redacted]

[Redacted]

同 [Redacted]

[Redacted]

同 [Redacted]

[Redacted]

同 [Redacted]

[Redacted]

同 [Redacted]

[Redacted]

同 [Redacted]

[Redacted]

同 [Redacted]

[Redacted]

同 [Redacted]

[Redacted]

同 [Redacted]

[Redacted]

4 事件の概要

(1) 原告本市は、本市市営住宅及びコミュニティ住宅（以下この号において「市営住宅等」とい

う。)の入居者たる被告

に対して、滞納家賃を所定期限内に支払うべきこと及び当該期限内に支払わないときは市営住宅等の賃貸借契約を解除するのでこれを明け渡すべきことを通告したが、同被告らは滞納家賃を支払わず、また、その入居する市営住宅等を明け渡す意思も全くみられないので、滞納家賃の支払及び当該市営住宅等の明渡しとともに明渡しに至るまでの近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の損害賠償金の支払の判決を求めるもの

(2) 原告本市は、滞納家賃を支払わないままその所在が判明しない本市市営住宅及び改良住宅（以下「市営住宅等」という。）の入居者たる被告

に対して、訴状の送達により市営住宅等の賃貸借契約を解除するとともに、滞納家賃の支払及び当該市営住宅等の明渡しとともに明渡しに至るまでの近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の損害賠償金の支払の判決を求めるもの

5 訴訟方法等

控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

(説明)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。

議案第 1 1 8 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定するため、議決を求める。

平成 2 4 年 9 月 1 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 認定しようとする路線

路 線 名	起 点
	終 点
市 道 第 8 2 1 号 線	若王寺 2 丁目 1 6 6 - 7
	若王寺 2 丁目 1 6 6 - 2 7
市 道 第 8 2 2 号 線	若王寺 2 丁目 1 6 6 - 6 6
	若王寺 2 丁目 1 6 6 - 4 3
市 道 第 8 2 3 号 線	若王寺 2 丁目 1 6 6 - 5 0
	若王寺 2 丁目 1 6 6 - 5 7

(説 明)

開発事業の帰属に伴う路線

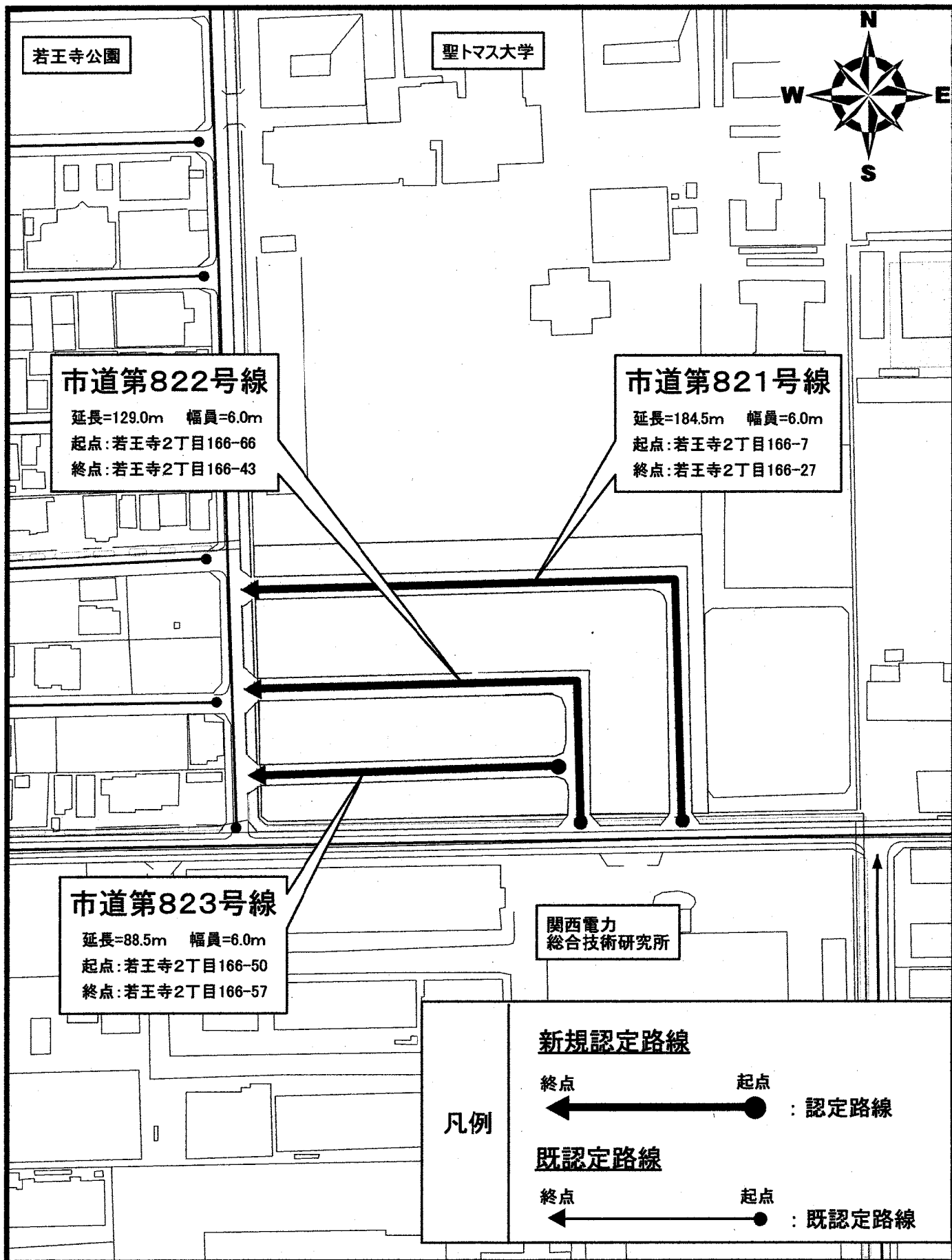
- ・ 認 定 路 線 : 市道第 8 2 1 号線
市道第 8 2 2 号線
市道第 8 2 3 号線

以上の路線を認定するため道路法第 8 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

(参 考)

市道路線の認定図 (別紙)

市道路線の認定図 (S=1/1500)



議案第 1 1 9 号

平成 2 3 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について

平成 2 3 年度尼崎市下水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとおり処分するため、議決を求める。

平成 2 4 年 9 月 1 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1	当年度未処分利益剰余金	3 , 5 6 2 , 1 0 6 , 4 5 9 円
2	処 分 額	1 , 2 1 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
3	処 分 方 法	減債積立金へ積立

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

議案第 1 2 0 号

平成 2 3 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に
ついて

平成 2 3 年度尼崎市水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとお
り処分するため、議決を求める。

平成 2 4 年 9 月 1 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1	当年度未処分利益剰余金	1 , 1 8 8 , 5 4 1 , 3 4 8 円
2	処 分 額	1 , 1 8 8 , 5 4 1 , 3 4 8 円
3	処 分 方 法	建設改良積立金へ積立

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項
の規定により、本案を提出する。